

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 12 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	石油製品需給動態統計調査	2
	経済センサス - 基礎調査	3
	経済構造実態調査	5
	国民生活基礎調査	8
2	一般統計調査の承認	12
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	13
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	14
	(2) 変更	16
	(参考) 基幹統計の指定	18

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあつては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30. 12. 7	石油製品需給動態統計調査	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課
H30. 12. 21	経済センサス - 基礎調査	総務省統計局 統計作成支援課
H30. 12. 21	経済構造実態調査	総務省統計局 統計調査部経済統計課 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
H30. 12. 21	商業統計調査 <small>注2)</small>	経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
H30. 12. 21	特定サービス産業実態調査 <small>注2)</small>	経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
H30. 12. 26	国民生活基礎調査	厚生労働省 政策統括官付参事官付 世帯統計室

注1) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

注2) 商業統計調査及び特定サービス産業実態調査については、基幹統計調査の中止の承認である。

【調査名】	石油製品需給動態統計調査
承認年月日	平成30年12月7日
実施機関	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課
目的	石油製品の需給の実態を明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、石油製品の製造業者、輸入業者、販売業者及び消費者を対象に、昭和27年4月から調査が開始された。</p> <p>その後、平成12年にインターネットを活用したオンライン調査が導入された。</p> <p>さらに、平成14年1月分の調査以降、実施部局が経済産業省経済産業政策局調査統計部から同省の資源エネルギー庁に移管されるとともに、調査対象範囲の変更、調査対象数の削減及び調査事項の変更等が行われ、現在に至っている。</p>
調査票の構成	石油製品製造業者・輸入業者月報（その1～4）
公表	インターネット及び印刷物 （速報：調査月の翌月末、確報：調査月の翌々月末、年報：調査年の翌年6月末）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年1月分以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、集計事項について集計表様式から集計する項目一覧表への変更</p>
調査票	石油製品製造業者・輸入業者月報（その1～4）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>石油製品の製造業者^(注1)、輸入業者^(注2)若しくは特定石油販売業者^(注3)又は原油受入業者^(注4)に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。ただし、国家石油備蓄基地に係る事業所を除く。</p> <p>(注1)「製造業者」とは、石油製品の製造を業とするものをいう。 (注2)「輸入業者」とは、製造業者以外の者であって、石油製品の輸入を業とするものをいう。 (注3)「特定石油販売業者」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第2条第7項に定める者をいう。 (注4)「原油受入業者」とは、製造業者、輸入業者及び特定石油販売業者以外の者であって、輸入された原油又は国内で生産された原油を直接受け入れることを業とするものをいう。</p>
客体数／母集団数	約290事業所
選定方法	全数
母集団情報	「石油の備蓄の確保等に関する法律」第18条により石油輸入業者登録簿に登録された事業所の名簿及び法律第26条から第28条に基づき届出を行った事業所の名簿、業界団体名簿
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン・FAX
把握時	毎月末日現在
調査組織	経済産業省一報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査月の翌月12日
調査事項	品目別 1. 月間受入量、2. 月間払出量、3. 月末在庫量、4. 国別輸入・輸出货量、5. ボンド輸入、6. 原油（油種別）の受入、消費、出荷、転送、月末在庫

【調査名】	経済センサス - 基礎調査（平成30年承認）
承認年月日	平成30年12月21日
実施機関	総務省統計局統計作成支援課
目的	事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において経済センサスの実施が定められたことを踏まえ、平成21年に初めて実施した。</p> <p>その後、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、母集団情報の的確な整備のため、経済センサス - 活動調査の中間年に当たる平成26年に実施するよう指摘されたことを受け、調査事項を見直した上で実施している。</p> <p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、5年に一度、事業所・企業等の所在等を把握する調査手法から全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法への移行、公営事業所の把握の充実を進めること、平成33年（2021年）経済センサス - 活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所も含めた確認作業を早期に完了することとし、初回の調査は平成31年度（2019年度）から実施（32年（2020年）の年央までに実施）するよう指摘されたことを受け、平成31年度（2019年度）調査を実施する。</p> <p>なお、平成21年調査及び平成26年調査、平成31年度（2019年度）調査（甲調査のみ）は一回限りの調査として実施。</p>
調査票の構成	1 - 調査票甲 2 - 調査票乙
公表	インターネット及び印刷物 （甲調査：【速報】平成32年（2020年）6月末、【確報】平成32年（2020年）12月末、乙調査：調査実施翌年の6月末）
調査票 - 1	調査票甲
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち、国及び地方公共団体の事業所及び次に掲げる事業所を除く事業所。</p> <p>ア 「大分類A - 農業、林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの</p> <p>イ 「大分類B - 漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの</p> <p>ウ 「大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79 - その他の生活関連サービス業」（「小分類792 - 家事サービス業」に限る。）に属する事業所</p> <p>エ 「大分類R - サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類96 - 外国公務」に属する事業所</p>
客体数／母集団数	約770万事業所
選定方法	全数
配布・収集	【配布】調査員・郵送、【収集】調査員・郵送・オンライン
把握時	平成31年（2019年）6月1日から平成32年（2020年）3月31日までの間において報告者が報告を求められた時点（調査票記入日）。ただし、事業所・組織全体の年間総売上（収入）金額については、平成30年1月1日から12月31日までの1年間。
調査組織	総務省 - 都道府県 - 市町村 ^(注) - 統計調査員（又は民間事業者） - 報告者 （注）市には特別区を含む。

調査周期	1回限り
実施期間又は提出期限	平成31年(2019年)6月1日～平成32年(2020年)3月31日
調査事項	<p>1. 既存の事業所に関する事項 (1) 名称、(2) 所在地、(3) 活動状態</p> <p>2. 新規に把握した事業所に関する事項 (1) 名称及び電話番号、(2) 所在地、(3) 活動状態、(4) 従業者数、(5) 主な事業の内容、(6) 業態、(7) 消費税の税込み記入・税抜き記入の別、(8) 事業所の年間総売上(収入)金額、(9) 開設時期、(10) 経営組織、(11) 法人番号、(12) 単独事業所・本所・支所の別、(13) 本所・本社・本店の名称、(14) 本所・本社・本店の電話番号、(15) 本所・本社・本店の所在地、(16) 組織全体の主な事業の内容、(17) 組織全体の年間総売上(収入)金額、(18) 資本金等の額</p>
調査票 - 2	調査票乙
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	国及び地方公共団体の事業所
客体数/母集団数	約15万事業所
選定方法	全数
配布・収集	【配布】オンライン、【収集】オンライン
把握時	調査実施年の6月1日現在
調査組織	<p>国の事業所：総務省－報告者</p> <p>都道府県の事業所：総務省－都道府県－報告者</p> <p>市町村^(注)の事業所：総務省－都道府県－市町村－報告者</p> <p>(注) 市には特別区を含む。</p>
調査周期	1年(ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。)
実施期間又は提出期限	毎年5月上旬～7月下旬
調査事項	<p>1. 既存の事業所に関する事項 (1) 名称、(2) 所在地、(3) 活動状態</p> <p>2. 新規に把握した事業所に関する事項 (1) 名称及び電話番号、(2) 所在地、(3) 活動状態、(4) 職員数、(5) 主な事業の内容、(6) 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地</p>

【調査名】	経済構造実態調査
承認年月日	平成30年12月21日
実施機関	総務省統計局統計調査部経済統計課、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
目的	製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。
沿革	「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、総務省及び経済産業省は、関連する基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成するための基幹統計調査を平成31年度（2019年度）に創設、実施することとされている。これを受け、本調査を創設する。
調査票の構成	1 - 甲調査票 2 - 乙調査票（企業票） 3 - 乙調査票（事業所票）
公表	インターネット及び印刷物 （一次公表：調査実施翌年の3月末、二次公表：調査実施翌年の7月末、三次公表：調査実施翌年の10月末）
調査票 - 1	甲調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。 ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。 ・「大分類A - 農業、林業」 ・「大分類B - 漁業」 ・「大分類C - 鉱業、採石業、砂利採取業」 ・「大分類D - 建設業」 ・「大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79 - その他の生活サービス業」（小分類792 - 家事サービス業）に限る。） ・「大分類R - サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93 - 政治・経済・文化団体」、「中分類94 - 宗教」及び「中分類96 - 外国公務」 ・「大分類S - 公務」
客体数／母集団数	約20万企業
選定方法	全数 （本調査の報告者が、工業統計調査（総務省及び経済産業省が所管する基幹統計調査）における調査員調査の報告者と重複している場合には、当該報告者を本調査の報告者から除外する。）
母集団情報	事業所母集団データベース
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	毎年6月1日現在（経済センサス - 活動調査実施年を除く。） ただし、調査事項5、6、9、12、13、14、17、18、20については、原則として、調査実施前年の1月から12月までの1年間。
調査組織	総務省・経済産業省 - 調査実施事業者 - 報告者
調査周期	1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）
実施期間又は提出期限	毎年5月下旬～6月下旬
調査事項	1. 名称及び所在地、2. 経営組織、3. 資本金等の額、4. 消費税の税込み記入・税抜き記入の別、5. 売上（収入）金額及び年間商品販売額、6. 費用総額及び費用の主要項目別金額、

	<p>7. 企業全体の主な事業の内容、8. 事業活動の内容、9. 事業活動別の売上（収入）金額、10. 電子商取引の有無及び割合、11. 年初及び年末商品手持額、12. 年間商品仕入額、13. 事業区分別の費用割合、14. 総務大臣及び経済産業大臣が指定する一事業区分に係る費用の項目別金額、15. 企業傘下の事業所の名称及び所在地、16. 企業傘下の事業所の主な事業活動、17. 企業傘下の事業所の売上高、18. 企業傘下の事業所の年間商品販売額、19. 企業傘下の事業所の売場面積、20. 企業傘下の事業所の卸売販売額に占める本支店間移動の割合</p> <p>ただし、11 及び 12 については、「大分類 I－卸売業、小売業」に属する企業についてのみ報告を求め、18、19 及び 20 については、「大分類 I－卸売業、小売業」に属する事業所についてのみ報告を求める。</p> <p>また、13 及び 14 については、「大分類 E－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の 5 割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、15、16、17、18、19 及び 20 については、「大分類 E－製造業」に属する企業を除き、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高 1000 億円以上（かつ会社企業に限っては資本金 2 億円以上）の企業及び相互会社のみから報告を求める。</p>
調査票－2	乙調査票（企業票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小分類 411－映像情報制作・配給業」 ・「小分類 412－音声情報制作業」 ・「小分類 413－新聞業」 ・「小分類 414－出版業」 ・「小分類 416－映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」 ・「小分類 643－クレジットカード業、割賦金融業」
客体数／母集団数	約 4 千企業／約 1 万企業
選定方法	無作為抽出
母集団情報	経済センサス－活動調査
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	経済センサス－活動調査実施年を除き、毎年 6 月 1 日現在によって行う。ただし、調査事項 5、6、7 については、原則として、調査実施前年の 1 月から 12 月までの 1 年間。
調査組織	総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者
調査周期	1 年（ただし、経済センサス－活動調査実施年を除く。）
実施期間又は提出期限	毎年 5 月下旬～6 月下旬
調査事項	<p>以下に掲げる事項のうち、調査企業の業種及び従業者数に応じて必要な事項</p> <p>1. 企業名及び所在地、2. 経営組織及び資本金額又は出資金額、3. 事業の形態、4. 会社系統、5. 年間売上高、6. 年間営業用固定資産取得額、7. 会員数、8. 加盟店数、9. 従業者数</p>
調査票－3	乙調査票（事業所票）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小分類 391－ソフトウェア業」 ・「小分類 392－情報処理・提供サービス業」 ・「小分類 401－インターネット附随サービス業」 ・「小分類 701－各種物品賃貸業」 ・「小分類 702－産業用機械器具賃貸業」 ・「小分類 703－事務用機械器具賃貸業」 ・「小分類 704－自動車賃貸業」 ・「小分類 705－スポーツ・娯楽用品賃貸業」 ・「小分類 709－その他の物品賃貸業」

	<ul style="list-style-type: none"> ・「小分類 726－デザイン業」 ・「小分類 731－広告業」 ・「小分類 743－機械設計業」 ・「小分類 745－計量証明業」 ・「小分類 796－冠婚葬祭業」 ・「小分類 801－映画館」 ・「小分類 802－興行場（別掲を除く），興行団」 ・「小分類 804－スポーツ施設提供業」 ・「小分類 805－公園，遊園地」 ・「小分類 823－学習塾」 ・「小分類 824－教養・技能教授業」 ・「小分類 901－機械修理業（電気機械器具を除く）」 ・「小分類 902－電気機械器具修理業」
客体数／母集団数	約4万8千事業所／約28万事業所
選定方法	無作為抽出
母集団情報	経済センサス - 活動調査
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、調査事項6、7、8、9、10については、原則として、調査実施前年の1月から12月までの1年間。
調査組織	総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者
調査周期	1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）
実施期間又は提出期限	毎年5月下旬～6月下旬
調査事項	<p>以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要な事項</p> <p>1. 事業所名及び所在地、2. 本社の所在地、3. 経営組織及び資本金額又は出資金額、4. 本支社別、5. 事業の形態、6. 年間売上高、7. 年間契約高及び契約件数、8. 年間営業用固定資産取得額、9. 入場者数、10. 受講生数、11. 施設、12. 従業者数</p>

【調査名】	国民生活基礎調査
承認年月日	平成30年12月26日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室
目的	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。
沿革	<p>「厚生行政基礎調査」（旧統計法に基づく指定統計第60号を作成するための調査）、「国民健康調査」（同第68号を作成するための調査）、「保健衛生基礎調査」（承認統計調査）及び「国民生活実態調査」（承認統計調査）を統合して、昭和61年から開始されたものである。調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。その後の主な変更は、以下のとおりである。</p> <p>《平成13年》「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化 《平成19年》「世帯票」及び「介護票」を自計報告化 《平成22年》「所得票」を自計報告化 《平成23年（簡易調査）》東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除き実施 《平成24年（簡易調査）》東日本大震災の影響により、福島県の全域を除き実施 《平成25年》「健康票」を非密封回収化 《平成28年》平成28年熊本地震による災害の影響により、熊本県の全域を除き実施 《平成29年（簡易調査）》平成28年熊本地震による災害への対応として講じた調査対象の地域的範囲及び報告者数の変更措置の解除 《平成31年（2019年）》面接配布不能世帯に対する郵送回収の導入</p>
調査票の構成	1－世帯票（大規模調査） 2－健康票（大規模調査） 3－介護票（大規模調査） 4－所得票（大規模調査） 5－貯蓄票（大規模調査） 6－世帯票（簡易調査） 7－所得票（簡易調査）
公表	インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年7月頃）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年（2019年）以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①報告を求める事項の変更、②面接配布不能世帯に対する郵送回収の導入、③集計事項の変更等</p>
調査票－1	世帯票（大規模調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	<p>【世帯】約27万7千世帯／約5,344万9千世帯</p> <p>【世帯員】約68万8千人／約1億2,709万5千人</p>
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成27年国勢調査調査区
配布・取集	【配布】調査員、【取集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－指導員－調査員－報告者
調査周期	1年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査（「6－世帯票（簡易調査）」を参照）を実施する。）
実施期間又は提出期限	調査実施年の7月中旬
調査事項	1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）世帯を離れている方の状況、（3）住居の種類、

	<p>(4) 室数及び床面積、(5) 5月中の家計支出総額等</p> <p>2. 世帯員に係る事項 (1) 最多所得者、(2) 世帯主との続柄、(3) 性、(4) 出生年月、(5) 配偶者 (夫又は妻) の有無、(6) 医療保険の加入状況、(7) 公的年金・恩給の受給状況、(8) 乳幼児 (小学校入学前) の保育状況 (小学校入学前の者のみ)、(9) 手助けや見守りの要否等 (6歳以上の者のみ)、(10) 教育 (15歳以上の者のみ)、(11) 公的年金の加入状況 (15歳以上の者のみ)、(12) 別居している子の有無等 (15歳以上の者のみ)、(13) 5月中の仕事の状況 (15歳以上の者のみ)、(14) 1週間の就業日数等 (15歳以上の者のみ)、(15) 就業開始時期 (15歳以上の者のみ)、(16) 仕事の内容 (職業分類) (15歳以上の者のみ)、(17) 勤めか自営かの別等 (15歳以上の者のみ)、(18) 就業希望の有無等 (15歳以上の者のみ)</p>
調査票 - 2	健康票 (大規模調査)
対象範囲 (地域)	全国
対象範囲 (属性)	世帯及び世帯員
客体数 / 母集団数	【世帯】約27万7千世帯 / 約5,344万9千世帯 【世帯員】約68万8千人 / 約1億2,709万5千人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成27年国勢調査調査区
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
調査組織	厚生労働省 - 都道府県 - (保健所設置市・特別区) - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	調査実施年の7月中旬
調査事項	1. 性、2. 出生年月、3. 入院・入所の状況、4. 自覚症状の有無、その症状及び治療状況、5. 通院・通所の状況・傷病名、6. 日常生活への影響 (6歳以上の者のみ)、7. 普段の活動ができなかった日数 (6歳以上の者のみ)、8. 健康状態 (6歳以上の者のみ)、9. 健康食品の摂取の有無 (6歳以上の者のみ)、10. 悩みストレスの有無・原因・相談状況 (12歳以上の者のみ)、11. 平均睡眠時間 (12歳以上の者のみ)、12. 休養充足度 (12歳以上の者のみ)、13. こころの状態 (12歳以上の者のみ)、14. 飲酒の状況 (20歳以上の者のみ)、15. 喫煙の状況 (20歳以上の者のみ)、16. 健康のため実行している事柄 (20歳以上の者のみ)、17. 健診等の受診状況 (20歳以上の者のみ)、18. がん検診の受診状況 (20歳以上の者のみ)
調査票 - 3	介護票 (大規模調査)
対象範囲 (地域)	全国
対象範囲 (属性)	世帯員
客体数 / 母集団数	約6千人 / 約68万8千人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	世帯票及び健康票の対象地区
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
調査組織	厚生労働省 - 都道府県 - (保健所設置市・特別区) - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	調査実施年の7月中旬
調査事項	1. 調査票の回答者、2. 介護が必要な者の性別と出生年月、3. 要介護度の状況、4. 介護が必要となった原因、5. 主な介護者の介護時間、6. 主な介護者以外の介護者の状況、7. 家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容、8. 介護サービスの利用状況、9. 介護サービスの費用、10. 介護費用の負担力、11. 介護サービスを受けていない理由、12. 65歳以上の介護保険被保険者 (第1号被保険者) における介護保険料所得段階

調査票－４	所得票（大規模調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約5万世帯／約27万7千世帯 【世帯員】約12万5千人／約68万8千人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	世帯票及び健康票の対象地区
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の前年の1月1日～12月31日
調査組織	厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所設置町村）－福祉事務所－指導員－調査員－報告者
調査周期	1年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査（「7－所得票（簡易調査）」を参照）を実施する。）
実施期間又は提出期限	調査実施年の8月中旬
調査事項	1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 仕送り金額、7. 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）
調査票－５	貯蓄票（大規模調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約5万世帯／約27万7千世帯 【世帯員】約12万5千人／約68万8千人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	世帯票及び健康票の対象地区
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の6月末日現在
調査組織	厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所設置町村）－福祉事務所－指導員－調査員－報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	調査実施年の8月中旬
調査事項	1. 貯蓄現在高、2. 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、3. 借入金残高
調査票－６	世帯票（簡易調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約5万5千世帯／約5,344万9千世帯 【世帯員】約13万8千人／約1億2,709万5千人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成27年国勢調査調査区
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－指導員－調査員－報告者
調査周期	1年（3年ごとに大規模調査（「1－世帯票（大規模調査）」を参照）を実施し、中間年に簡易調査を実施する。）
実施期間又は提出期限	調査実施年の7月中旬
調査事項	1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）5月中の家計支出総額 2. 世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）

	配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）傷病の状況、（8）公的年金・恩給の受給状況、（9）教育（15歳以上の者のみ）、（10）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）、（11）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）、（12）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）
調査票－7	所得票（簡易調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約1万3千世帯／約5万5千世帯 【世帯員】約3万1千人／約13万8千人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	「6－世帯票（簡易調査）」の対象地区
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の前年の1月1日～12月31日
調査組織	厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所設置町村）－福祉事務所－指導員－調査員－報告者
調査周期	1年（3年ごとに大規模調査（「4－所得票（大規模調査）」を参照）を実施し、中間年に簡易調査を実施する。）
実施期間又は提出期限	調査実施年の8月中旬
調査事項	1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 仕送り金額、7. 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
保護司の活動に関するアンケート調査	平成30年12月5日	総務省行政評価局 評価監視官(法務・ 外務、経済産業等担 当)室	総務省行政評価局が実施を予定している「『更生保護ボランティア』に関する実態調査－保護司を中心として－」の一環として、保護司の活動実態や、活動に携わるに当たって有している負担感等を明らかにし、今後における保護司活動への指導・支援の充実等、関係行政の改善について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	4,700人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成31年2月上旬～ 2月下旬	
建設機械動向調査	平成30年12月7日	経済産業省製造産 業局産業機械課 国土交通省総合政 策局公共事業企画 調整課	建設業等に対する建設機械の販売台数等を把握し、国内における建設機械保有台数の現況並びに流通現況の実態を明らかにし、建設機械需要の予測、災害復旧の対応能力の推定等、建設機械行政の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	90企業	全数	郵送 オンライン FAX	2年	平成30年12月～ 平成31年1月	
新規就農者調査	平成30年12月18日	農林水産省大臣官 房統計部 経営・構 造統計課センサス統 計室	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)に基づき、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進するため、新規就農者数(雇用による新規就農者及び新規参入者数を含む。)を把握し、新たな人材を育成・確保する諸施策の企画・立案、検証等に必要資料を整備することを目的とする。	全国	3	52,200経営体 1,750委員会	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成31年3月下旬～ 4月下旬	今後も継続的な実施が想定されているが、次回調査以降に向けて、標本設計等の検討が必要であるとの観点から、「1回限り」で承認
外資系企業動向調査	平成30年12月18日	経済産業省貿易経 済協力局投資促進 課	我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の推進に資するための資料を得ることを目的とする。	全国	1	6,000企業	全数	郵送 オンライン	1年	毎年7月下旬～8月 31日	
かかりつけ歯科医機能の在り方に関する調査	平成30年12月20日	厚生労働省保険局 医療課	歯科医療機関を受診する患者の受診状況や患者像の実態を把握し、「かかりつけ歯科医機能」の適切な評価について検討するための基礎資料とすることを目的とする。	全国	2	3,080施設	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成31年1月～2月	
訪日外国人消費動向調査	平成30年12月25日	国土交通省観光庁 観光戦略課観光統 計調査室	訪日外国人旅行者の消費動向を明らかにし、外国人観光客誘致に関する施策の企画立案、評価等のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	35,200人	有意抽出	調査員	四半期	四半期ごと(1月～3 月、4月～6月、7月 ～9月、10月～12月) の特定の日	
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	平成30年12月26日	文部科学省総合教 育政策局調査企画 課 厚生労働省政策統 括官付参事官付世 帯統計室	21世紀の初年に出生した子供の实態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、子供や若者を取り巻く環境が、その後の進路選択等に与える影響を明らかにし、教育及び就業に関する国の諸施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	64,000人	全数	郵送	1年	毎年1月7日～2月10 日 毎年7月7日～8月10 日	
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	平成30年12月26日	厚生労働省政策統 括官付参事官付世 帯統計室	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	28,000人	全数	郵送	1年	毎年5月12日～6月 11日	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.12.28	たばこ小売販売業経営実態調査	財 務 省 理 財 局 総 務 課 た ば こ 塩 事 業 室

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

4 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客位数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	産業廃棄物税に関するアンケート調査	平成30年12月3日	福岡県総務部税務課	産業廃棄物税の導入による、排出事業者(納税義務者)の廃棄物処理に対する取組や意識の変化等を把握し、産業廃棄物の排出抑制及びリサイクルに向けたインセンティブ(動機付け)効果等の検証や、本税の在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	福岡県全域	1	1,200事業所	全数 無作為抽出	郵送 職員 電話	1回限り	平成31年1月下旬～ 2月中旬
	災害時等における従事者等への育児・介護支援に向けたアンケート調査	平成30年12月4日	熊本市政策局復興総室総務班	平成28年熊本地震時において、熊本市内民間事業所の従事者等が休園や休校で子どもの預け先が少ない中で、子育てや介護と仕事との間で抱えた問題や対応状況等を把握し、今後の対応策を検討することを目的とする。	熊本市全域	2	4機関 200事業所 8,143人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年12月下旬～ 平成31年2月上旬
	札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査	平成30年12月6日	札幌市子ども未来局子ども育成部	子育て支援に関する市民の生活実態や潜在ニーズを把握し、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども子育て支援事業計画を改定するための基礎資料を得ることを目的とする。	札幌市全域	1	15,000世帯	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年12月7日～平成31年1月4日
	野菜・果物と食生活についてのアンケート	平成30年12月13日	青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課	青森県民の野菜・果物についての食生活の現状を把握して、青森県健康増進計画「健康あおり21(第2次)」の指標の1つで、重要課題である「野菜及び果物摂取」を推進するための、基礎データを把握することを目的とする。	青森県全域	1	5,000人	有意抽出	オンライン	5年	平成31年1月～2月
	医療的ケア児のレスパイト利用に係る現状調査	平成30年12月13日	奈良県医療政策局健康推進課	医療的ケア児のレスパイトやサービス利用に関する現状と課題を明らかにし、医療的ケア児に係るレスパイト利用の充実を図る検討材料とすることを目的とする。	奈良県全域	3	560事業所 28施設	全数	郵送	1回限り	平成30年12月14日～ 12月28日
	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)など性別にかかわる市民意識調査	平成30年12月13日	名古屋市総務局総合調整部男女平等参画推進室	名古屋市民の性的少数者に関する意識や知識等を把握し、名古屋市の今後の施策の参考とするための基礎資料とすることを目的とする。	名古屋市全域	1	10,000人	無作為抽出	郵送	不定期	平成30年7月17日～7 月31日
	東京都におけるマンション及びビル管理・清掃分野での高齢者雇用に関する職業能力開発ニーズ調査	平成30年12月18日	東京都産業労働局雇用就業部能力開発課	東京都のマンション及びビル管理・清掃分野での高齢者雇用について調査し、企業ニーズを反映させた職業訓練科目を開発するための基礎資料とすることを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	1	3,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成31年1月28日～2 月15日
	公共交通の利用状況と今後のあり方に関するアンケート	平成30年12月20日	滋賀県土木交通部交通戦略課	地域の公共交通の利用状況と住民の公共交通に対する意識を把握し、今後の地域公共交通のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県高島市朽木柄生及び安曇川町上古賀、草津市志津南学区	3	1,100世帯	全数	郵送	1回限り	平成30年12月下旬～ 平成31年1月下旬
	北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査	平成30年12月20日	北九州市子ども家庭局子ども家庭部総務企画課	子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき北九州市が定める子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき北九州市が定める次世代育成行動計画を策定するにあたり、幼児期の学校教育・保育、子育て支援等に関する市民のニーズ及び小学生、中学・高校生をもつ保護者のニーズを把握することを目的とする。	北九州市全域	4	14,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年12月4日～12 月20日
	北九州市若者の自立支援や結婚への意識等に関する市民アンケート調査	平成30年12月20日	北九州市子ども家庭局子ども家庭部総務企画課	次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、北九州市が定める次世代育成行動計画を策定するにあたり、若者の自立支援や結婚支援、子育て支援等に関するニーズを把握することを目的とする。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年12月4日～12 月20日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	第6次青森県環境計画策定に係る県民等意識調査	平成30年12月25日	青森県環境生活部環境政策課	第6次青森県環境計画策定に向けた基礎調査の一環として、県民及び県内事業者の環境に対する評価や関心、環境問題に対する考え方及び環境配慮のための取組状況などを把握することによって青森県の環境保全における課題や施策の重点化方向を明らかにし、新たに策定する計画に反映させるための基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	2	539事業者 3,000人	全数 無作為抽出	郵送	1回限り	平成31年1月21日～2月4日
	鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査	平成30年12月25日	鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課	少子化・子育て支援対策に対する要望や子育てに対する意識等を把握し、効果的な施策に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。	鳥取県全域	1	14,000人	全数	オンライン	1回限り	平成31年1月10日～2月1日
	熊本市産業連関表作成のための調査	平成30年12月25日	熊本市総務局行政管理部総務課	熊本市内における事業所の出荷・販売額等を把握し、熊本市産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。	熊本市全域	9	2,000事業所	有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年12月下旬～平成31年1月下旬
	熊本市中小企業・小規模企業実態調査	平成30年12月25日	熊本市経済観光局産業部経済政策課	熊本市の中小企業・小規模企業の実態や課題を把握し、中小企業・小規模企業の施策立案のための基礎資料を得ることを目的とする。	熊本市全域	1	1,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成31年1月4日～3月31日
	訪日外国人旅行者市内実態調査(基礎調査)	平成30年12月27日	横浜市文化観光局MICE振興部観光振興課	横浜市内に來訪する訪日外国人旅行者(日帰り旅行者を含む)の実態及びニーズを把握し、海外誘客プロモーションや受入環境整備に係る施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	横浜市全域	1	1,000人	有意抽出	オンライン	1年	毎年1月～2月
	東京都産業連関表作成のための事業所アンケート調査	平成30年12月28日	東京都総務局統計部調整課	事業所等における輸出額及び移入額等の実績を把握し、東京都産業連関表作成の基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	5	39事業所	有意抽出	郵送	1回限り	平成31年1月10日～1月31日 平成31年2月7日～2月28日
	中小企業における消費者等からの苦情対応に関する実態調査	平成30年12月28日	東京都産業労働局商工部調整課	東京都内に所在する中小企業における消費者等からの苦情の実態、対応状況を把握し、東京都における中小企業施策を立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	1	10,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成31年1月上旬～1月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客位数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	子ども・子育て支援事業計画策定に係る基礎調査 (変更前の名称:子ども・子育て支援事業にかかるニーズ調査)	平成30年12月4日	神戸市子ども家庭局 子ども企画育成部総務課	子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることを目的とする。	神戸市全域	4	40,000世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成30年12月5日～12月31日
	労務管理実態調査(仕事と家庭の両立支援に関する調査)	平成30年12月7日	岡山県産業労働部 労働雇用政策課	岡山県内の民間事業所における仕事と家庭の両立支援等の推進に関する実態を把握し、岡山県の労働行政施策の基礎資料とするとともに、調査結果を活用し、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスを推進することを目的とする。	岡山県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	3年	平成31年1月15日～2月8日
	堺市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査	平成30年12月7日	堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課	「幼児教育・保育・地域の子育て支援」の「量の見込み」設定に必要な「今後の利用希望」を把握し、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とすることを目的とする。	堺市全域	2	9,000世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成30年12月13日～12月28日
	福井県の子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査	平成30年12月10日	福井県健康福祉部 子ども家庭課子ども・子育て支援グループ	子育て支援等に関する福井県民の実態や意識等を把握し、県の子ども・子育て支援事業計画(平成32～36年度)を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	福井県全域	3	9,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成31年1月上旬～2月下旬
	市民アンケート	平成30年12月10日	北九州市総務局行政経営部行政経営課	基本構想・基本計画である「元気発進!北九州」プランを着実に推進するため、行政評価を導入し、PDCAサイクルによる事業管理を行っていることから、行政評価における施策や事業の成果指標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年2月初旬～2月下旬
	鳥取県住生活総合調査拡大調査 (変更前の名称:鳥取県住生活総合調査)	平成30年12月17日	鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課	居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に把握し、5年ごとに見直している「鳥取県住生活基本計画」の見直しに係る基礎資料を得ることを目的とする。	鳥取県全域	1	7,788世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成31年1月中旬～3月中旬
	岡山県観光客動態調査	平成30年12月17日	岡山県産業労働部 観光課	岡山県内の観光地に年間どれくらいの数の観光客が訪れ、その観光客がどのような内容の観光を行ったかを把握するとともに、暦年比較、傾向分析を行うことにより今後の観光施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	岡山県全域	2	7,800人	全数 有意抽出	調査員 郵送 オンライン 電話 FAX	四半期	四半期毎(1～3月、4～6月、7～8月、10～12月)のそれぞれ1日程度 1～3月分は4月、4～6月分は7月、7～9月分は10月、10月～12月分は1月のそれぞれの末日
	子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査	平成30年12月18日	山口県健康福祉部 子ども・子育て支援局子ども政策課	「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の改定及び子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画策定にあたり、結婚や子育てに関する意識調査を実施し、今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的とする。	山口県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成31年1月中旬～1月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	千葉県子ども・子育て支援 ニーズ調査	平成30年12月19日	千葉県子ども未来局 子ども未来部幼保支 援課	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条 の規定に基づき、「千葉県子ども・子育て支援事業計 画」を策定するに当たり、子ども・子育て支援新制度に 基づく給付・事業の「量の見込み」を推計するため、就 学前児童及び小学生の保護者を対象として、保護者 の「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等の把 握を目的とする。	千葉県全域	2	18,620世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成30年12月12日～ 平成31年1月18日
	みえ県民意識調査	平成30年12月20日	三重県戦略企画部 企画課	平成24年度からのおおむね10年先を見据えた戦略計 画「みえ県民カビジョン」において、「県民力でめざす 『幸福実感日本一の三重』」を基本理念として掲げ、新 しい三重づくりに取り組んでおり、県政運営の参考とす るため、県民の幸福実感等を把握することを目的とす る。	三重県全域	1	10,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年1月上旬～2月上 旬
	地域医療に関する県民意 識調査	平成30年12月21日	三重県医療保健部 地域医療推進課	三重県が策定した「みえ県民カビジョン第二次行動計 画」における施策の一つとして、「地域医療提供体制 の確保」を掲げており、当該施策の目標項目として「地 域医療安心度指数」を設定し、医療へのアクセスのし やすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解 度を把握し、評価することとしている。 本調査は、当該目標項目の現状を把握することを目的 とする。	三重県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年2月中旬～3月中 旬
	群馬県鉱工業動態統計調 査	平成30年12月26日	群馬県企画部統計 課	群馬県内の鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業 に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	群馬県全域	1	75事業所 6組合・団体 1機関	有意抽出	郵送 オンライン	毎月	翌月末日
	千葉県NPO法人実態調査	平成30年12月27日	千葉県環境生活部 県民生活・文化課	千葉県の市民活動団体に対する施策を推進していく 上で基礎資料とするため、市民活動団体における組 織運営や財政状況等の現状及び活動上の課題などを 調査することを目的とする。	千葉県全域	1	2,000団体	全数	郵送 オンライン FAX	1年	平成31年1月下旬～2 月下旬

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

(参考)

○ 基幹統計の指定

統計の名称	作成者	指定内容	指定年月日 (指定した旨の公示日)
個人企業経済 統計	総務大臣	個人企業経済統計の作成目的を「個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。」に変更	H30. 12. 19 (H31. 1. 18) 注：この指定は、平成31年4月1日から効力を生ずる。

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定について掲載したものである。